

令和3年度 (2021年度) 予算編成方針

令和2年10月16日

秦野市政策部財政課

目 次

1	本市の財政状況	(ページ)
(1)	財政の現状	・・・ 1
(2)	令和3年度の財政見通し(一般財源ベース)	・・・ 1
(3)	令和3年度から7年度までの財政見通し(一般財源ベース)	・・・ 3
2	予算編成に当たっての基本方針	
(1)	新総合計画の着実なスタート	・・・ 4
(2)	行財政改革と公共施設再配置の推進	・・・ 4
(3)	健全財政の維持	・・・ 5
3	予算編成の基本的注意事項	
(1)	基本姿勢	・・・ 5
(2)	予算要求に当たっての上限	・・・ 5
(3)	新規事業の取扱い	・・・ 6
(4)	歳入増収策	・・・ 6
(5)	歳出削減策	・・・ 7
(6)	その他の注意事項	・・・ 10

1 本市の財政状況

(1) 財政の現状

令和元年度一般会計決算は、歳入では、固定資産税が償却資産に対する新規課税の取組などにより増加したものの、法人市民税が企業業績の悪化の影響などを受け、前年度に比べて市税全体で約9千万円の減額となりました。

さらに、使用料が新型コロナウイルス感染症拡大に伴う公共施設の一時閉館等の影響により約8千万円減収したほか、幼児教育・保育の無償化などにより分担金及び負担金が約1億6千万円減少したことで、自主財源全体としては、約1億2千万円の減額となりました。

歳出では、人件費が退職者数の減により約3億2千万円減少しましたが、主に業務運営費である物件費が資源分別回収費の増などにより約2億円、扶助費が少子・超高齢社会の進行により約6億7千万円、それぞれ増加し、経常的経費全体としては、約6億3千万円の増額となりました。

これらの結果、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は95.3%と、前年度に引き続き高い水準にあり、政策的な経費に必要な財源を安定的に確保することが難しい状況が続いています。

また、財政の豊かさを表す指標の一つである財政力指数（単年度）は、令和元年度で、県内16市で下から3番目の0.875となっており、地方交付税（普通交付税）を受け入れている状態が平成21年度から継続しています。

ウィズコロナの中にあって、「新たな日常」を実現していくためにも、市税収入の増加につながる取組を進めるほか、国や県からの新たな財源確保に努めるとともに、行財政改革を着実に実行していく必要があります。

(2) 令和3年度の財政見通し（一般財源ベース）

ア 歳入

内閣府の月例経済報告（令和2年9月）では、景気の先行きは、「新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きが見られる。」とし、先行きについては、「感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善も

あって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」としています。

感染症が令和3年度の市税収入に及ぼす影響については、総務省が公表した「令和3年度地方財政収支の仮試算」等を参考に、リーマンショック後を超えると見込み、市税全体では、約209億9千万円（前年度比約19億2千万円、8.4%減）としました。

一方、市税減収の影響を受け、普通交付税は、約36億円（前年度比約6億6千万円、22.6%増）、その代替財源である臨時財政対策債の発行可能額は、約24億円（前年度比約3億円、14.3%増）を見込んでいます。

したがって、年度間の財源の不均衡を調整するための財政調整基金を繰り入れない場合、歳入に占める一般財源は、約321億3千万円（前年度比約17億2千万円、5.1%減）となる見込みです。

イ 歳出

新総合計画（仮称）の策定作業と並行した予算編成であるため、令和2年10月1日現在の計画の検討状況を踏まえた見通しとなりますが、人件費は、会計年度任用職員の報酬等の増により、約91億7千万円（前年度比約3千万円、0.3%増）を見込んでいます。

また、扶助費は、高齢者人口の増加により約2億1千万円増加し、これらに公債費を加えた義務的経費全体では、約173億円（前年度比約3億6千万円、2.1%増）を見込んでいます。

その他、社会保障費である介護保険事業や後期高齢者医療事業の特別会計への繰出金が増額するほか、新総合計画に位置付ける建設事業費や新規施策を踏まえたうえで、前年度と同額の建設事業費等及び業務運営費を確保しようとする場合、必要な一般財源は約341億2千万円となり、前年度より約2億7千万円の増となる見込みです。

ウ 財源不足

上記の歳入及び歳出の見通しから、令和3年度は、約19億9千万円の財源不足が生じる見込みとなっているため、まずは、歳出において業務運営費を削減し、それでもなお不足する場合は、歳入において財政調整基金の繰入れにより解消する必要があります。

○令和3年度歳入・歳出の見通し（一般財源ベース）

※令和2年10月1日現在

区分		2年度当初 (A)	3年度見込 (B)	増減 (B-A)
歳入（一般財源）		338.5億円	321.3億円	△17.2億円 △5.1%
歳 出	職員給与費	79.4億円	78.4億円	△1.0億円
	報酬等(会計年度任用職員)	12.0億円	13.3億円	+1.3億円
	扶助費	44.9億円	47.0億円	+2.1億円
	公債費	33.1億円	34.3億円	+1.2億円
	繰出金	66.9億円	65.1億円	△1.8億円
	二市組合分担金	11.3億円	12.5億円	+1.2億円
	建設事業費等	22.7億円	22.7億円	—
	その他	3.9億円	3.6億円	△0.3億円
	業務運営費	64.3億円	64.3億円	—
計		338.5億円	341.2億円	+2.7億円 +0.8%
歳入－歳出		0億円	△19.9億円	△19.9億円

(3) 令和3年度から7年度までの財政見通し（一般財源ベース）

新総合計画の前期基本計画期間の財政見通しは、歳入においては、感染症の影響により大幅に減額すると見込んでいる市税収入の回復基調が不透明であることや、消費に持ち直しの動きが見られるものの、地方消費税交付金の増収幅を予測するのは難しいことから、全体として、減少傾向が長期にわたるものと見込んでいます。

一方、歳出では、職員定数を増やさない方針である一方で、会計年度任用職員制度を導入したことに伴い人件費が増加するほか、社会保障費が拡大することで、扶助費や特別会計への繰出金の増加傾向が続きます。

そこで、建設事業の平準化や経常的経費である業務運営費の縮減により収支の均衡を図る必要があります。

2 予算編成に当たっての基本方針

以上の財政状況を踏まえて、次の3点を令和3年度予算編成に当たっての基本方針とします。

(1) 新総合計画の着実なスタート

令和3年度にスタートする新総合計画は、まちづくりの基本理念や将来都市像を掲げ、SDGsの理念を踏まえて、持続可能なまちづくりの基本方向を示すものです。

そこで、重点的かつ先導的に取り組み、相乗的な効果を発揮させるものとして、計画に掲げるリーディングプロジェクトに重点的に取り組むとともに、施策大綱別（分野別）計画にある基本目標を柱とした諸施策を着実に実施していくこととします。

なお、組織横断的な連携を進める「秦野みらいづくり特別枠」について、新たなリーディングプロジェクトを踏まえて再編するとともに、自然災害対策や感染症拡大防止に向けた新たな枠組みを設けます。

(2) 行財政改革と公共施設再配置の推進

新総合計画の諸施策を実現するためには、行財政改革と公共施設再配置により財源を生み出していくことが求められます。

また、感染症の影響は、長期化の様相を見せていることから、「感染症の拡大防止」と「社会経済活動」の両立を見据えた対策を最優先として取り組みつつ、中長期的な視点に立ち、事業の優先順位を改めて明確にする必要があります。

コロナ禍での予算編成は、既存事業をゼロベースで見直す機会でもあるため、事業の優先順位付けを行い、「選択と集中」を強化するとともに、聖域を設けることなく、廃止や縮小などの抜本的な見直しを行うほか、財産の有効活用などといった歳入の増加や歳出の削減の両面における取組を加速させることとします。

そして、予算要求に当たっては、行革推進プランや公共施設再配置計画に掲げた改革項目の継続した取組と、全ての事務事業をゼロベースで見直す視点を持って、その実施手法や必要性を十分に検討することとします。

なお、令和3年度が新たな行財政改革のスタートとなることを踏まえ、費用対効果を検証し、ICTの活用や民間委託の推進など、市民サービスの向上につながる改革にも積極的に取り組みます。

(3) 健全財政の維持

地方の財源不足を補う普通交付税は、本市では、40パーセント以上が臨時財政対策債に振り替えられています。今後も社会保障費の増加傾向が続くことから、全体的な財政運営をするうえで生じる財源不足を補うために、この借入れにより財源を確保する必要があります。

しかし、国の制度上の問題とは言え、本市の地方債現在高の約3分の2を臨時財政対策債が占めており、多額な発行は、財政構造の硬直化を招くこととなります。

そこで、引き続き、健全財政を維持するため、建設事業債を含めた市債の適正な活用と、実質収支及び財政調整基金現在高の適正水準の維持を図ります。

3 予算編成の基本的注意事項

具体的な予算要求に当たっては、次に示す「基本姿勢」、「予算要求に当たっての上限」、「新規事業の取扱い」、「歳入増収策」、「歳出削減策」及び「その他の注意事項」の6点に留意すること。

(1) 基本姿勢

合理的証拠に基づく政策立案（EBPM）を踏まえて、全ての事業において、PDCAサイクルによる事業目的・指標の再確認や事業効果の検証を徹底すること。

また、感染症の拡大防止のために休止、縮小等を行った事業について、これまでと同様の要求をするのではなく、「新たな日常」を意識し、必要な改善を加えたうえで、事業全体の再構築を図り、適切な予算見積りを行うこと。

(2) 予算要求に当たっての上限

経 費	上 限
業務運営費 ^{※1}	対前年度10%削減した額 (部等全体の一般財源ベース)
扶助費などの義務的経費	新総合計画に係る財政推計値
各特別会計への繰出金	
建設事業費等 ^{※2}	

※1 予算要求は、必ず、この範囲内で行うこととし、単に事業ごとの一律削減を行うのではなく、「必要性」「有効性」「効率性」「類似性」等の視点から、全ての事務・事業をゼロベースから見直し、緊急度や優先度に基づくメリハリのある要求を行うこと。

なお、見直しに当たっては、期限を定めるほか、目標値・指標等を設定し、効果の検証と改善が客観的に行えるようにすること。

※2 新総合計画に位置付ける建設事業費や新規施策とし、限られた財源を優先的・重点的な事業に配分するため、必ず事業の優先順位付けを行うこと。

(3) 新規事業の取扱い

必要性を厳しく見極め、必ず財源確保策を示すとともに、スクラップアンドビルドの観点から、既存事業の廃止・再構築を前提とし、後年度に生じる負担への対応も明らかにしたうえで必要な経費を見積もること。

(4) 歳入増収策

ア 市税

新総合計画に定める徴収率の目標達成に向けて、納付環境の拡充などの取組を踏まえた、積極的かつ的確な収入見込額を見積もること。特に、滞納に対しては、現年課税分への早期対応、滞納繰越分は、厳正な滞納整理手法による徴収努力を尽くした見積額とすること。

イ 使用料及び手数料

使用料や手数料の金額は、利用者の問題だけではなく、非利用者の税負担との問題でもあるため、行政サービスのコスト等を正確に把握するとともに、負担の公平性確保や受益者負担の原則にのっとり、サービスに応じた適正な水準とすること。

また、改定した使用料の効果を検証することに加え、感染症の影響を踏まえたうえで、施設の利用向上・拡大に向けた具体的な取組を行うこと。

ウ 国・県支出金

国や県の予算編成や補助制度の動向について、積極的に情報を収集し、柔軟かつ的確に予算編成に反映すること。また、複数の課で活用が見込まれる補助金等については、関係課及び財政課への情報

提供を行うこと。

国・県の補助事業を要求するに当たっては、主体的に選択をしたうえで活用を図ることとし、補助事業であることを理由に安易に予算化を行い、結果として後年度に多額の一般財源負担を招かぬように留意すること。

国・県支出金等の交付基準に基づく要望を行い、基準を下回る内示となった場合については、国や県に対し、直接働き掛けるなど、積極的な対応に努めること。なお、廃止又は縮減された場合は、見直しの機会と捉え、市費での肩代わりは行わないこと。

エ 財産収入

本市が所有する財産や権利などの現況を的確に把握し、効率的に活用するとともに、財産貸付料の適正化を図ること。特に、遊休地などの未利用財産のうち、事業化が見込めない土地は、積極的に処分し、あるいは貸し付けるなど、必ず何らかの収入確保に努めること。

オ 貸付金元金収入

負担の公平性を確保する観点から、貸付金は、返納率の向上に向けて積極的に取り組むこと。

カ その他の歳入

各部等が創意工夫を図るとともに、他団体や民間等が実施している歳入確保策を参考とするなど、積極的な財源確保を図ること。

また、歳入全般をきめ細かく洗い直すことにより、既成概念を払拭し、可能な限りの財源を確保すること。

(5) 歳出削減策

ア 人件費（会計年度任用職員以外）

市民に新たな負担を求めていくに当たり、市民の理解と信頼を得るため、引き続き、給与制度及び組織の見直しや人員の適正化が必要であるとの認識に立って、人件費の削減を行うよう取り組むこと。

定数に換算されない再任用職員の任用に当たっては、関係部署と業務量や勤務形態等についての調整を図り、人件費の増額を招かないよう十分に留意すること。

また、「新たな日常」の実現に向けた職場改革を見据え、中長期的な視点で定数管理を行うこと。

イ 会計年度任用職員の任用

令和2年度から会計年度任用職員制度の運用が開始されているが、人件費の増額は、政策的経費を圧迫することになるため、業務の見直しや効率化を図り、必要最小限の任用にとどめること。

また、報酬、期末手当、費用弁償、社会保険料、雇用保険、健康診断委託料等の計上について、適切に対処すること。

ウ 物件費

節減合理化を継続し、前年度の実績などによる安易な計上は厳に慎み、徹底した見直しを行うこと。

(ア) 需用費

事務使用物品などの購入は極力見合わせることにし、購入する場合には、補助事業を最大限に活用すること。

また、効率的な機器への転換等により、光熱水費の削減に努めること。

(イ) 委託料

単価の据置き、減額や数量の見直しなどにより、徹底した節減合理化を図ること。

また、指定管理者制度やNPO等の活用に当たっては、導入後の効果やトータルコスト等を十分に検証し、より適正なものとなるよう精査すること。

エ 扶助費

各種の市単制度は、社会経済情勢の変化、国の制度との整合性、受益と負担の公平性などに照らして妥当な制度であるか、将来にわたって持続可能な制度であるかなど、本市財政の現状と将来の見通しを踏まえた十分な検討及び見直しを行うこと。特に、新規事業を要求する場合は、既存事業の廃止・再構築を行うこと。

オ 施設の維持管理費

公共施設の改修や修繕は、利用者の安全確保の観点から優先順位を付け、公共施設保全計画（仮称）を踏まえて実施すること。

また、維持管理費を計上する場合であっても、その費用対効果を客観的に比較・検証したうえで、必要最小限の経費とすること。

カ 補助金・交付金

「補助金の見直し方針」を踏まえ、施策上の必要性や公益性を点

検するとともに、対象とする事業の現状や目標とする状態、補助による効果を明らかにしたうえで、次の点について留意して要求すること。

- (ア) 団体補助にあつては、一定の余剰金が生じているときは、補助金の削減等を検討するとともに、自立した団体運営となるよう検討・調整を行うこと。
- (イ) 補助の目的や性質等を踏まえ、終期又は見直し時期を必ず設定すること。また、見直し期限が到来する前に、定量的な根拠をもって、その廃止又は継続の検討を行うこと。
- (ウ) 負担の公平性確保の観点から、市税などを滞納している対象者には、交付を制限すること。
- (エ) 補助以外による方法がより効果的であるときは、事業委託等への切り替えを検討すること。

キ 貸付金

必要性、貸付効果などを十分に検証し、必要最低限の金額とするとともに、必要に応じ適正な利子を設定すること。

ク 各種協議会負担金

加入の必要性を十分に検討し、メリットが説明できないものは脱会するなど、整理合理化を図ること。

ケ 環境への配慮

気候変動等の環境対策の一環として、グリーン購入や新エネルギー・省エネルギー機器への更新など、環境に配慮した見積りに努めること。

コ 企業会計・特別会計

独立採算が前提であることを踏まえ、財源不足を安易に一般会計に依存することのないよう、事業運営方法などを見直すこと。

また、感染症の影響を踏まえつつ、公平性の観点から、適正な受益者負担のあり方を十分に検討するとともに、徹底した経営努力による経費の節減と運営の合理化により、一般会計からの基準外や赤字の繰入金削減すること。

サ その他の歳出

前年度予算計上額以下に抑えることを基本とし、増額又は新たに計上する場合は、特定財源の確保又はそれに見合った一般財源ベー

スの事業費を減額し、必要な財源を確保すること。

(6) その他の注意事項

ア 市民及び議会からの指摘事項

市民及び議会からの指摘事項は、部内及び関係部課と十分協議、調整すること。特に、決算審議における指摘事項については、早急に検討すること。

イ 監査委員からの意見、要望

決算審査意見書に記載された監査委員からの意見、要望に該当する事項について、再確認すること。

ウ 市民生活における影響への配慮

市民生活に与える影響に特に配慮が必要な事業は、たとえ少額なものであっても、きめ細かな配慮を行うこと。

エ 複数部門で調整を要する事業

横断的に連携し、予算執行段階で支障を来さないよう、各部等の連携により必要な経費を漏れなく見積もること。

オ 設計額等の積算

設計額等の積算に当たっては、検算を厳格に行うとともに、業者見積りを参考とする場合は、必ず2者以上から参考見積りを徴取して、最低額を見積額に反映させること。

市内業者により履行可能な業務は、市内業者から見積りを徴取すること。

また、設計等で使用する単価は、業務内容に照らし、適正な単価を設定すること。特に委託業務は、仕様に基づく経費の積算を適切に行うこと。

カ 市内経済活性化の推進

市内経済の活性化と中小企業振興の観点から、発注・調達の対象を適切に分離・分割するなど市内事業者の受注機会の確保に努めること。

また、年間を通じて、工事量や設計・測量等の業務量が平準化するよう発注時期に配慮すること。特に、市単独工事費等（通例的な維持補修工事費、せん定、測量などの委託料等）には、引き続き、ゼロ市債を積極的に活用するとともに、新たに、債務負担行為を適切に設定することで年度をまたぐ発注に取り組むなど、発注・施工

時期の平準化に努めること。

キ 条例、規則及び要綱の制定等

制度、施策及び補助金の見直しに係る条例、規則及び要綱は、法令及び予算との整合を図る必要があることから、制定及び改廃に当たっては、予算見積もりに合わせて関係部課等と十分協議のうえ、早期に立案すること。

ク 精度の高い事業計画の作成

事業計画の作成に当たっては、実施年度における変動要素を減らすため、関係機関との事前調整、事業の規模・内容の検討を十分に行うこと。正確な資料、情報等に基づく精度の高い事業計画を作成し、積算外執行や未執行を生じさせないようにすること。

ケ 予算要求額の公表

透明性の確保と説明責任を果たす観点から、引き続き、予算要求額の公表を実施する。公表内容は前年度と同様、全ての事業を公表対象とするので、十分に精査すること。